

# 「神奈川働き方改革推進支援センター」 の御案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料で御相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【神奈川働き方改革推進支援センター】

神奈川県中小企業団体中央会受託

【本所】

電話：045-307-3775

住所：横浜市中区尾上町5-80

神奈川中小企業センター 9階

【出張所】

電話：046-204-6111

住所：海老名市めぐみ町6-2

海老名商工会議所内

お問合せや  
御相談は  
こちらまで

【専用メール】 [hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp](mailto:hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp)

【受付時間】 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

※本所、出張所ともに受付時間は同じです。

- ▶ 御希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催いたしますので御活用ください。

働き方改革全般について、様々な御相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの御連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、  
御相談ください。

など

